

調布市サッカー協会規約

第1条 総則

- 1 本協会は、調布市サッカー協会と称する。
- 2 本協会は、調布市に置く。
- 3 本協会は、日本サッカー協会制定の競技規則によって、サッカー競技を行い、サッカー競技全般を通じて、相互の親睦交流をはかり、健全な一般市民として社会に貢献できる人間とならんことを目的とし、この意欲を高めんとするものをもって組織する。
- 4 本協会は、第3項に基づき、これを促進・発展させる為に次の事業を行う。
 - (1) 試合・競技会の主催・主管
 - (2) サッカー技術の研究および指導
 - (3) サッカー審判・コーチング技術の研究および指導
 - (4) その他、本協会の目的を達成する為に必要な事項

第2条 組織

本協会は第1条3項主旨に賛同し、調布市内に所在するサッカーチーム(団体)をもって組織する。尚、上記記載のサッカーチームについての規定は別に定めるものとする。

第3条 役員・理事会

- 1 本協会は次の役員・理事会及び各委員会を置くこととする。
 - (1) 【役員】

会 長	1 名	副 会 長	2名以上	顧 問	若干名
理 事 長	1 名	副理事長	2名以上	相 談 役	若干名
 - (2) 【理事会】

会長・副会長及び理事
 - (3) 【各委員会】
 - ・審判委員会 審判部長、副部長（若干名）以下審判登録名簿に記載されている審判員
 - ・規律・フェアプレー委員会
 - ・リーグ運営幹事会 各チームより1名
 - ・市民大会運営委員会 各部より選出
 - ・スポーツ協会委員会 各部より選出
 - ・技術委員会 各部より選出
 - ・特別委員会 その他理事会が必要と認めた委員会
- 2 会長及び副会長は理事の中から総会の全会一致で任命する。

会長は、本協会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、会長代理を行うものとする。
- 3 理事長は理事会で選定する。

- 4 各役員・理事・委員は理事会で推薦し総会で承認する。
- 5 本協会はその必要に応じ、顧問及び相談役を置くことができる。尚、顧問及び相談役の選任については理事会の過半数をもって決定するものとする。
- 6 理事会は理事長が必要と認めた場合招集することができる。
- 7 理事会の議長は理事長があたる。
- 8 理事会は、会長・副会長・理事で構成する。
- 9 理事会は本協会の運営について討議する際の最高決定機関である。
- 10 理事会は全ての構成人員の過半数をもって成立する。
- 11 総会は会長が招集し、・理事及び加盟チームの代表者1名をもって構成する。
- 12 総会は全ての構成人員の過半数をもって成立する。
- 13 議決は多数決をもって決定する。
- 14 役員・理事の任期は総会の日より次々年度総会の日までとし、重任・再任を妨げない。尚、改選の年は西暦の偶数年とする

第4条 会計

- 1 事業年度は4月1日から3月31日までとする。
- 2 本協会の経費は、加盟団体の加盟費・寄付金・雑収入及び本協会の主催する競技会の参加費で賄う。
- 3 協会加盟費・大会参加費は理事会において定める。
- 4 本協会の会計決算・予算は総会において承認されなければならない。
- 5 外部団体の会議等行事に役員等を派遣する場合予め決められた交通費を支給する。

第5条 加盟および退会手続

- 1 本協会に加盟する団体は次の各号について書面で事務局へ要請し、理事会で承認される。
 - (1) チーム(団体)名称
 - (2) 設立年月日
 - (3) チーム(団体)所在地
 - (4) 代表者
 - (5) 部員名簿(住所・氏名・年齢・勤務先又は学校名)
- 2 本協会内における一般リーグにおける重複登録は認めない。
- 3 不正登録が発覚した場合は、本規約第6条の懲罰規定にしたがうものとする。
- 4 本協会を退会する団体は次の各号について書面で事務局へ申請し、理事会で承認する。
 - (1) チーム(団体)名称
 - (2) 退会理由

第6条 懲罰

- 1 本協会は、本協会に加盟するチーム(団体)ならびに個人に対し、日本サッカー協会懲罰規定の定めるところにより、懲罰を科すことができる。
- 2 懲罰に関することは、規律・フェアプレー委員会の審議により決定することとする。

- 3 規律・フェアプレー委員会は審判部長が委員長を務め、副会長・理事長・副理事長・審判部長・審判部副部長により構成される。
- 4 規律・フェアプレー委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。

第7条 附則

- 1 本協会の運営について必要な諸規則は理事会で定める。
- 2 本規約の改廃は理事会における出席の2/3以上の賛成により議決し、総会において承認を得るものとする。
- 3 本規約は令和6年5月19日から施行される。

平成11年3月14日一部改定

平成12年3月19日一部改定

平成13年3月18日一部改定

平成16年3月28日一部改定

平成17年3月27日一部改定

平成20年3月2日一部改定

平成21年3月1日一部改定

平成22年3月21日一部改定

平成23年3月13日一部改定

平成24年2月26日一部改定

平成28年4月17日一部改定

平成29年4月16日一部改定

令和元年5月19日一部改定

令和4年5月22日一部改定

令和5年5月28日一部改定

令和6年5月19日一部改定